

役員及び評議員の報酬等の支給基準

役員及び評議員

理事長 月額 1,500,000 円を上限とする。

理事 月額 500,000 円を上限とする。

監事 月額 500,000 円を上限とする。

評議員 月額 500,000 円を上限とする。

また、この報酬はあくまでも予算執行上実施可能額であることを前提として定めるものであって、執行困難な場合はこの限りではない。

第123回理事会(2026年6月10日(水)) 承認